

雜纂

造幣局設立の由來及び其敷地に就いて

澤田章

一

慶應四年明治元年四月太政官に於いて新貨幣鑄造の

議を決し、翌年二月造幣局を設立するに至つたのは當時會計事務局判事であつた三岡八郎由利公正の建議に基くことは『由利公正傳』に記するところであるが、果して然るや否や、管見によれば造幣局の設立は三岡八郎一人の首唱や建議によつて起つたといふやうな單なる問題ではなかつたと思はれる。それ故茲に造幣局の由來を述べて大方の示教を仰ぎ、併せて造幣局の敷地たる大阪川崎の地に關し

二

て異說のある點を一言辨じて置きたいと思ふ。

維新當時の財政窮迫の有様は今改めて詳説する必要はないが、王政復古の大號令は煥發せられ、新に總裁議定參與の三職を設けられ、萬機親裁を仰ぐに決したるものゝ、これに伴ふ財政用度の途がなかつた。前將軍の納地問題は單純なる財政上の問題のみでなかつた。薩長土會桑諸藩の政争の杆格、感情の衝突等の爲に問題は紛糾に紛糾を重ねたのである。この間に處して時々刻々續生する

所の多端の費用は維新政府の最も困迫せるどころであつた。是に於いて一時權宜の方法により御用金穀を近畿より調達せん事を決し、慶應三年十二月二十三日金穀出納所なるものを設け、參與三岡八郎、林左門の二人にその取扱方を命じた。然るに幾もなく伏見鳥羽の砲烟を見ることとなり、その結果征東大號令を煥發せらるゝに至つて、寸時も猶豫すべからざるものは軍費供給の問題であつた。

この軍費供給問題は當時の政府の財政状態としては實に難中の難事であつて、當局の痛心苦慮は想像も及ばぬ悲慘の有様であつたが、如何に難中の難事とはいへ、是非これを支辨せねば維新の鴻業も忽ち挫折する場合であつたが爲に、太政官に於いては屢評議を重ね、結局三岡八郎の建議に基いて會計基金三百萬兩募債の件、紙幣發行の件を決定した。これが慶應四年正月二十三日であつた。

然るに唯一の目當とせる會計基金は意の如く調達せられず、紙幣は急速製造に着手したものの發行を見る迄には多少の時日を要するは勿論である。この間にあつて軍費送達の督促は東征軍より矢の如く來る有様であつたが爲に、會計當局に於いては殆んど其措辨の策に窮し、閏四月會計官中に新に貨幣司を設け、翌五月貨幣司支署を大阪長堀に置き、劣悪なる舊貨二分金、一分銀等の吹増を行ひ、紙幣の發行と相俟つて當面軍費不費の彌縫を講じたのであつた。而して一方にはこの前々月即ち四月太政官に於いて新貨幣鑄造の議が決定せられたのであるが、これは當面の財政問題とは自から別箇の問題であつたと思ふ。

### 三

舊幕時代の貨幣制度は紊亂錯綜を極めて、何等統一的でなかつたことは顯著の事實であるが、幕

末開港と共に歐米各國と通商貿易を行ふに及んで其缺陷弊害は一層甚しく暴露せらるゝことゝなつた。殊に金銀の比價は外國に於けるそれと、内國に於けるそれとは非常に權衡を失して居た爲に、我が金貨は滔々として海外へ濫出せられたのである。當時米國公使ハリスは我が幣制の紊亂を傍觀するに忍びず、金貨濫出の患害を説いて幣制革新の急務なる所以を幕府に注告したが、幕府は幣制革新の爲に却つて諸物價の昂騰混亂せんことを杞憂して、折角の忠言に應ずることもせず、依然姑息手段によつて一時を糊塗するのみであつた。而かも其結果は益財界の混亂を來し弊害續出して最早收拾すべからざる状態となり、通商貿易の上にも至大の影響を及ぼすに至つた。是に於いて各國公使等は幕府に向つて我が通貨の弊害を論じ、連りに其制度革新を要請することゝなつた。之かために幕府も最早これを默過すること能はざる窮境

に立ち、慶應二年五月英佛米蘭四ヶ國と改稅約書を締結するに當つて、その第六條に幣制の革新を契ひ、來ル三年十一月より之を實行する旨を豫約した。即ち外國貨幣と日本貨幣と同種同量の割合を以つて交換通用する從來の規定を改め、すべて外國貨幣と日本貨幣との交換に支障なきやうに成す爲に、幕府に於いて新に金銀吹立所を設立し、内外人より差出す外國金銀貨幣並に地金は皆日本貨幣に鑄直して引替ふるに決し、これを實行する上に於いては從來の修交通商條約面に規定せる條項を改訂する必要あれば、その旨を幕府より各國へ交渉して承諾を経たる後、愈來ル丁卯年十一月西曆一千八百六十八年一月一日より之を實行するといふ意味であつた。而して右に要する造幣器械並に貨幣雛形は佛國に注文する筈であつたが、當時國家多事、幕府は既に瓦解に瀕して居た際であつたが爲に、金銀吹立所の場所の選定は愚か、造幣器械注文の手續

もなさず、愈三年十一月實施の期に迫つて周章狼狽し、各國公使等に對しては造幣器械未着の故に約定に遵ひ難き旨を通牒して、その場逃れの醜態を演じつゝある間に、幾もなく大政維新の序幕は切り落された。

#### 四

事情右の如くであつたが、舊幕府の締結せる改稅約書なるものは、幕府の滅亡と共に消滅せらるべき性質のものでない。維新政府は當然この條約を繼承履行すべき責任があつた。殊に開國進取の

國是の下に益通商貿易の發展を期する上には、弊害續出せる舊來の貨幣制度を一變して革新統一を圖るは刻下の最大緊急問題であること、何人も認むるところであつた。就中直接外國事務に關係せる諸有司に於いては一層痛切に之を感せざるを得なかつた。即ち當時大阪に在勤せる參與兼外國事

務掛後藤象二郎元年正月十七日任、兵庫に在勤せる參與兼外國事務掛伊藤博文元年正月十五日任の如きは夙にこの點に就きて憂慮しつゝあつた。その他同じく外國事務掛であつた寺島宗則、町田久成、五代友厚、井上馨等皆同様の考を有して居たやうである。獨り三岡八郎の建議を俟つて始めて新貨鑄造の議決を見るに至つたと云ふのは聊か疑なきを得ない。又三岡八郎の新貨鑄造に關する建議なるものが事實果して存するや否や、不幸にして未だ管見の及ばざる所である。

『皇國造幣寮濫觴之記』には「此時(元年四月)に當て政府益々皇國貨幣の量目證合其度に適せざるを知り殊に方今外國貿易の道彌々盛んならしめんと欲せば宜しく萬國の方法と我國の慣行とを斟酌し、舊弊を改め精良適正の新製を設け、器械を以て之を鑄造せん事を議し、之を參議會計官三岡八郎に命ず、三岡氏外國事務判事五代才助・寺島陶藏に托し

て香港に存在する英國造幣器械を價六萬圓にて購求めんことを英商ガラバ氏と約定せり。因て上野敬輔香港に航せり」と記してあるが、三岡八郎の建議に基く意味は更に見當らない。この『皇國造幣寮濫觴之記』は造幣に最も關係の深かつた久世治作の口授によつて明治五年十一月これを編纂したものである。尤もこの書の中には誤謬も少からずある。例へば右の參議會會計官三岡八郎とあるのは參與兼會計事務局判事とあるべき誤りであるが大體に於いては要領を得て居る。殊に明治五年といへば、造幣局設立當時と言つても差支ない時代の編纂であつて、最初から造幣に關係せる久世治作が三岡八郎の建議を知らなかつたとは言へないではなからうか。

管見によれば、舊來の貨幣制度を革新統一するは維新政府の執るべき當然の歸結であつて、何人の首唱により、何人の建議を俟つて始めて實現せ

らるゝに至つたといふ性質のものではない。強ひて言へば、三岡八郎の建議よりは寧ろ外國事務局掛の人々によつて、盛にその急務なる所以を宣傳せられたものと見るのが穩當であらうと思ふ。その證據には新貨鑄造の議決せられた二箇月以前即ち二月朔日附を以つて、兵庫在勤の外國事務掛伊藤博文より總裁局顧問木戸孝允に宛てたる書翰に左の如きものがある。

今朝飛脚差返候節差急候に付申上殘候處、追々當地及大阪長崎等にも商法相始候へば洋銀引替不仕而者不相成候處、金吹替局乎或は日本國內洋銀通用被仰付乎念に御取極無之而者矢庭に差岡可申、過日後藤象二郎出浮之節ガラバへ金銀製造器械相頼候處、今朝英公使より右様の器械入用なれば商人の手を不經して政府と政府の懸合を以取入候へば英國にて取調候代料を以賣渡日本政府の大に利益に可相成之の事に御座候、右に付香港に英政府用來の器械有之候に付若日本政府急速取入度儀も候へば直様香港政府へ申遣見可申大急返答相

聞吳候様との事に御座候、尤右器械不残にて七萬二千ドルにて英國に於て取調、其外少々運賃可相掛其上右器械を用法する事を教ゆる爲兩人程の英人を當分御雇入無之ては不相成との事に御座候、是は軍事に不係事に御座候得共國家の必用に付朝議御一決直様可仰越様奉願上度偏に御頼仕候、爲其態々勿々頓首、

二月朔日

伊藤 俊介

本戸準一郎様

これに依つて見れば香港にある造幣器械購入の話は可なり早くから起つて居たことが知れる。又「朝議御一決直様可被仰越」とあるが、當時政府は征東軍並に之に伴ふ軍費供給問題等焦眉の急々を要する事件が錯綜したが爲に、急に朝議一決と迄は參らなかつたものであらう。去りながら政府當局に於いても無論幣制統一の急務なるを感じて居たのであるから漸次これを實施するに努め、二月二十日には洋銀一枚を金三分の當りを以つて通用

せしむる旨を令し、同月二十三日には舊幕府に於いて既に通用停止であつた古金銀をも時價通用を許す旨を令し、更に同月二十五日會計事務局判事三岡八郎小原仁兵衛忠の兩人に金銀座改正の事を委任し、先づ舊來の多種混亂せる金銀錢貨の價値を一定する必要上、その品質の分析を行ふこととし、三月五日分析の事に通曉せる大垣藩士久世治作、福井藩士村田理右衛門の二人を徴して貨幣取調方に任じた。而して翌四月愈京都の金座内に假分析所を設置すると共に、一方太政官に於いて新貨鑄造の議を決して香港にある英國造幣器械購入の手續をなすこととなつた。

『法規分類大全』に「元年三月日闕、造幣器械御買上の爲に上野敬輔を香港へ差遣す」とある。この三月と云ふのは新貨鑄造議決の前月であるから三は四の誤であらうと云ふ説がある。これも一應尤もなことではあるが、造幣器械購入の件は前に

述ぶる如く、既に早くから起つて居た問題であつて、四月新貨鑄造の議決に伴つて起つて來たのではない。新貨鑄造の議決は當然の事として、この議決に先つて香港差遣の命を出したものともし得るのである。必ずしも三は四の誤と斷言することは出來ぬ。これは何れでも宜い事柄であるが序に附言して置く。

是時に當つて長崎在勤の外國事務掛井上馨が澤總督の旨を奉じて浦上村の基督教徒處分問題の稟請をなさんが爲に上京したことは世人周知の事柄であるが、同時に長崎に造幣所建設の議を上らんとしたことは餘り知られて居ない。當時長崎に於いてはメシコ銀の賈貨多く、加ふるに薩摩一分金の賈造物も夥しかつたが爲に、貿易上多大の悪影響を來してその處置に困惑する有様であつた。そこで井上馨は現状の儘に之を放任して置いては國家の一大事であるとし、將來貿易の發展を期する

上には、この際速かに貨幣制度の確立統一を圖らなければ我が財政は自滅の外なしとし、遂に議を決して長崎に造幣所を建設せんと欲し、之を朝廷に稟請する考へであつた。ところが上京して見ると、既に今月太政官に於いて新貨鑄造の議決があつたといふので其儘にして止んだのである。この事は井上侯の生前直接承はつた話であるが、この頃長崎裁判所判事であつた佐々木高行の記録にも明かに見えて居る。即ち「浦上村天主教徒の嚴罰に處置致度事」と「長崎運上所にメキシコドル銀賈物多く且薩摩賈金も夥多有之候間夫是取集め、長崎にて吹替致度旨之事」右の外にも色々の御用ありて井上聞多上京すといふ意味が悉く記してある。これ等に依つても直接通商貿易に關係ある諸有司の間には痛切に幣制統一の急務を感じて居たものが少くなかつたことを傍證するに足ると思ふ。

## 五

却説香港に差遣せられたる上野敬輔景は造幣器械購入の交渉も滞なく成立して元年六月五日神戸に歸航した。是に於いて小松帶刀、寺島陶藏、中井弘藏、山口半藏の四人連署して、造幣器械組建の案なるものを草し、翌日之を大阪なる後藤象二郎、五代才助、町田民部、西園寺雪江、陸奥陽之助の五人宛に送附し、造幣所を設くるに當つては第一に水利を考へ、交通至便の地を選ぶことの必要なる所以を述べ、之に添ふるに上野敬輔の器械購入報告書をも送附したのであつた。この結果として、政府當局に於いては造幣所の敷地に就いて種々評議し、最初は大阪中ノ島の内で適當の地を検したけれども決せず、同年八月遂に川崎村なる舊町奉行附榎藏の跡を以つてその敷地となすに決定したのである。『大藏省沿革誌』に「川崎にある舊

幕府米稟の址地を以て鑄造場に卜定すと」あるのは即ちそれである。

然るにこの米稟の址地といふのは疑はしい。これは材木置場の誤であらうといふ説がある。この事に關しては先年造幣局長であつた長谷川爲治氏の談によつて始めて承知したのであるが、其後大正十年造幣局五十周年記念の際發行せられた『造幣局沿革誌』の中にも同意味の説が記載してあるから茲に一言してみたいと思ふ。成程この川崎の地は古く幕府時代には材木置場であつて御材木藏と稱した所である。ところが寛政元年幕府は將來の凶歉に備ふる爲に、材木藏の一部なる普請方働定場の空地に榎藏を建設した。之が所謂米廩である。即ち造幣局の最初の敷地はこの廩の趾全部と幾分材木藏の方にも及んで居たかも知れぬ。大體に於いて米址の趾地と稱して誤ないのである。而し二年十一月の火災後幾分の移動あり、又今日の



造幣局は殆んど舊材木藏の全部をも抱擁して居ることとは言ふ迄もない。

右の如く造幣所の敷地を川崎の舊米廩の址に卜定したる後、英國オリエンタル、バンクの支配人ジョン・ロバートソン John Robertson は我が造幣に關する詳細なる意見を具して、造幣所を建つる

を力説して我が政府の熟考を求めたこともあつたけれどもこれは遂に實現せられなかつた。而して造幣局の名は二年二月太政官中に新設せられたに始り、同年四月會計官に屬し、同年七月造幣寮と改稱して大藏省に屬し、同十年一月更に造幣局と改稱して今日に及んで居る。

には敷地選定の極めて重大なる所以を述べ、海濱に近くして貨財の集積に至便なる地ではなくては利害得失に關することが多い、横濱は海外より始めて到着する港であつて貿易盛大の地であるから此地に造幣所を建つべきである、既に大阪に敷地を卜定して建設に着手したからとて之を固守するは將來の爲にとらざる所である、大阪に造幣所を建つるとすれば同所と横濱との間の運賃又はインシユレンス等の費明を生じて永久莫大の損失を招くことになる、又江戸に造幣所を建つることも得策であるが自分としては之は餘り勸めないと横濱案